

新型コロナウイルス発生に伴うきっぷの取扱いについて

4月7日～5月25日の間、政府より緊急事態宣言が発出されたこと等を受け、定期券・回数券のご利用を見合わせたお客さまに対しては、以下のとおり払いもどしをいたしますので、大船駅定期券窓口へお申し出ください（回数券は、湘南江の島駅でもお取り扱いいたします）。

なお、お電話によるお問い合わせは、繋がりにくいことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

I. 定期乗車券の払いもどし・新規ご購入に関するご案内

◎新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業や休校等に伴い、通勤・通学定期乗車券を一定期間ご利用にならなかった場合の**旧定期乗車券の払いもどし**は、新たな定期乗車券の**ご購入前またはご購入と同時に**お済ませください。

有効期間が終了した（まだ払いもどしをお受けになっていない）PASM定期乗車券に、新たな定期乗車券を購入（上書き）された場合、**旧定期乗車券の情報が消去されてしまうため、払いもどしをお受けいただくことができません。**

※すでにご利用になった期間により、払いもどし額がない場合がございます。詳しくは「II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例」をご覧ください。

II. 新型コロナウイルス発生に伴う定期乗車券の払いもどしの特例

◎新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、通勤・通学定期乗車券を一定期間ご利用にならなかった場合の払いもどしについては、以下の通りとさせていただきます。

なお、払いもどし額などのご不明点につきましては、駅係員にお尋ねください。

(1) 「通学定期乗車券※（大学生等相当の通学定期乗車券を除く）」の取扱い

※ 当該通学定期券の有効期間中に2020年2月28日を含むものに限る

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施された休校措置のため、通学定期券を払いもどしされるお客さまについては、**2020年2月28日～5月25日の間の日を有効期間に含むものに限り、特例により、2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして1ヵ月単位で計算した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）**いたします。

ただし、それ以降に当該通学定期券（PASMO 定期券についてはチャージのご利用も含む）を使用した場合は対象外となり、最終使用日に払い戻しのお申し出をされたものとみなします。

この取扱いは2021年5月25日まで（緊急事態宣言解除の翌日から1年以内）に大船駅定期券窓口でお受けください。

なお、払いもどしと同時に新規の通学定期券をお買い求めになる場合は、通学定期券購入兼用証明書又は学年（在学期間）が確認できる学生証をご持参ください。

駅窓口の混雑防止に、お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

定期券の払いもどし額の計算方法

- 2020年2月28日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終使用日とみなします。
 - ① 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が1ヵ月未満の場合
⇒ 払いもどし額はありませぬ。
 - ② 最終登校日（例：2/28）以降、定期券の残りの有効期間が1ヵ月以上ある場合
⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額＝定期運賃（券面の金額）－使用済み月数に相当する定期運賃－手数料220円

【使用済み月数に相当する定期運賃】

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の区間のそれぞれ1ヵ月または3ヵ月の定期運賃を組み合わせで算出します。

1ヵ月未満の日数は、1ヵ月使用したものとして計算します。

使用した月数	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1ヵ月	1ヵ月×2	3ヵ月	1ヵ月 ＋ 3ヵ月	1ヵ月×2 ＋ 3ヵ月

※有効開始日から7日以内の通学定期券は計算方法が異なります。

(3) 通学定期乗車券ご購入時の通学証明書等の取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため各学校が休校になっていたこと等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、**当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を発売いたします。**
 - ①新年度に有効な通学証明書の発行若しくは証明書（通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）の更新または有効期間の延長を受けていない場合
 - ②既に交付を受けた通学証明書の有効期間内が満了した場合
- 学生証及び通学定期券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。

Ⅲ. 「普通回数乗車券」の取扱い

- 普通回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を含みます）を払いもどされるお客さまについては、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどし（所定の手数料がかかります）いたします。
- 2020年4月7日～5月25日の間の日を「有効期間」に含む**普通回数乗車券については、その有効期間がすでに過ぎている場合であっても、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、払いもどしをいたします。

普通回数乗車券の払いもどし額の計算方法

払いもどし額＝発売額－使用済枚数分の当該区間の普通運賃－手数料220円

払いもどし額の計算例

- 大船⇄湘南町屋間（大人片道普通運賃：180円）の大人普通回数乗車券（有効期間：2020年4月10日まで）のうち、11枚中5枚を緊急事態宣言の発出に伴い使用しなかった場合。
⇒有効期間終了後であっても、2020年4月7日に払いもどしのお申し出があったものとみなして払いもどしをいたします。
1,800円（発売額）－（180円×6枚）－220円（手数料）＝500円（払いもどし額）
同区間の普通運賃×使用済枚数